

全国子ども会安全共済金の請求について

1. 全国子ども会安全共済会について

安全共済会は、保険ではなく共済です。

会費は120円(年)。(賠償責任保険分も含みます)

※全国共通なので、安全共済会に加入している地域に転出する場合は、再度加入する必要はありません。

加入期間は4月1日より翌年3月31日です。

2. 共済金・賠償金について

大きく分けて、以下の3つがあります。

(1) 傷病

・ドッジボール大会で突き指した、など。

(2) 死亡・後遺障害

・死亡、あるいは大きなケガで指が曲がらなくなったなどの障害が残った、など。

(3) 賠償責任保険

・ソフトボールで窓ガラスを割ってしまった

・レンタル品、学校の備品などを壊してしまった、など。

※ 全ての場合に共済金・賠償金が支払われるというのではなく、上記(1)・(2)では、全子連の安全審査会により裁定が行われ、(3)の場合は保険会社の審査による裁定で金額などが決定されます。また、上記のいずれの場合にも、年間行事計画書に記載された子ども会活動中のものに限りです。

3. 共済金の金額について

(1) 傷病の場合

・健康保険等を適用した医療費総額の30%が支払われます。

※1 日数制限:事故の発生の日からその日を含め180日を経過した後の期間の医療費は支払われません。

※2 支給限度額:下制限:1,000円(総医療点数が333点)以下の場合は支払われません。

上制限:50万円を超える場合は、50万円を限度として支払います。

(2) 後遺障害の場合

600万～7万(後遺障害等級表による)

(3) 賠償責任保険の場合

免責金額を差し引いた額が支払われます

※受託者賠償責任保険財物損壊の免責金額は3,000円

4. 事故が起こった場合

- ・事故の発生日からその日を含めて、**30日以内**に事故第一報報告書〈共済様式〉20を提出します。**FAX可(青少年の家 76-1131)**
- ・医療共済金請求書〈共済様式〉21は、最終診療日より**60日以内**、治療中は180日を超えた時点で請求してください。

※提出が遅れた場合は遅延理由書が必要です。様式の指定はありません。

傷 病→医療機関の場合

- ・領収書あるいは医療明細書を確実に保管してください。
- ※自己負担がない場合でも、医療明細書は発行されます。**
- ・領収書がない場合は、医療報告書〈共済様式〉23を提出してください。文書作成料は自己負担となります。

接骨院の場合

- ・領収書(保険医療総額が分かるもの)を確実に保管してください。
- ・領収書が発行されなかった場合は、柔道整復施術報告書〈共済様式〉24を提出してください。文書作成料は自己負担となります。

後遺障害→死亡・後遺障害共済金請求書〈共済様式〉25・診断書〈共済様式〉26は青少年の家にあります。必要なときに請求してください。

賠償責任→子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》、現場の写真(修理前と修理後)
破損物品修理の領収書(原本)

申請に必要な書類はこれだけではありませんが、事前に準備が必要な書類は上記のものとなります。

5. 請求取り下げについて

第一報を提出後、請求をしない場合は、青少年の家へ連絡してください。